

岩村町の「住民投票」実現せず

先月 12 日に岐阜県岩村町の住民投票を求める会に招かれて、市町村合併について講演したことは、すでに「市町村合併と住民投票」と題してレポートした。その後も住民投票のことが気になっていたが、まことに残念ながら 30 日の臨時町議会で否決された。

恵那市・恵南町村の合併について、岩村町住民が住民投票の条例制定を求める運動を起こした。実質 6 日間で 961 名という署名を集めて、4 月 4 日に本請求を行った。町長は 21 日に次のような意見をつけて議会に議案を提案した。「既に関係市町村合意で、総合的、長期的視点で新市建設計画に向けた責任ある論議、検討がなされている。従ってその結論を踏まえて、岩村町議会が議会制民主主義の主旨に沿って最終決定することが最善の方法であり、本件条例を制定する必要はないと考えます」というものだ。そして議会運営委員会の審議を経て、臨時議会で条例制定は否決された。

ここで住民投票の法的な枠組みを示しておこう。地方自治法の第 5 章は「直接請求」である。その第 74 条で「普通地方公共団体の議会及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる」とされている。同条 3 項で「普通地方公共団体の長は、第 1 項の請求を受理した日から 20 日以内に議会を召集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない」としている。この規定に従って、住民投票の条例制定の請求、町長の意見をつけて議会に提案され、審議を経て採決へと進んだ。

住民投票が注目されて久しい。当初は原発や産業廃棄物などであったが、公共事業や市町村合併へと対象が拡大してきた。2000 年 1 月 23 日に実施された吉野川可動堰をめぐる住民投票は、建設反対が投票の 9 割を占めた。国の公共事業に住民が初めて「ノー」をつきつけ、「土建国家」の転機となったといわれ、住民投票が国民的な関心をよんだ。最近では市町村合併をめぐり住民投票ラッシュである。

この住民投票には大きな欠陥がある。まずは住民投票の結果は、首長や議会に対する拘束力をもたないことである。たとえ住民が「ノー」という判断を示しても、それが必ずしも政策決定に反映されるとは限らない。このため住民投票の制度化が検討されている。もうひとつの欠陥は、住民投票の条例制定が首長や議会の抵抗でなかなか実現しないことだ。岩村町の場合も、条例案は議会によって否決された。議会の構成が変わらないうと、住民投票が実現しないことが多く、直接請求の制度としてあまりに硬直的だ。

市町村合併は首長や議員だけでなく、構成員全員的意思を確認すべき問題である。地方制度調査会も市町村合併を住民投票にふさわしい案件と答申しており、岩村町のような議会による拒否は納得できない。岩村町の今後の動向を見つめてきたい。

(5 月 12 日)